

最高裁判所第2小法廷 御中

事件番号 平成28年(行サ)第2号, 平成28年(行ノ)第3号

## 辺野古訴訟福岡高裁那覇支部判決の破棄を求める要請

2016年9月16日に辺野古新基地問題に関する「違法確認訴訟」で福岡高裁那覇支部が行った判決は、司法の範囲を逸脱し、地方自治の理念を蹂躪し、沖縄県民の直面している苦難を顧みない極めて不当な判決です。

判決は、翁長知事が行った埋め立て承認取り消しを取り消すよう求めた国の「是正の指示」に知事が従わなかったのは違法だとしています。判決はその理由として、国防・外交は国の本来的任務に属する事項だから国の判断が尊重されるべきであるとか、普天間飛行場の被害を除去するには辺野古の埋立をおこなうしかない、などと述べています。

これらは、「抑止力」論や「辺野古新基地建設が唯一の普天間基地の危険性除去だ」という安倍政権の施策をそのまま述べたものに外ならず、司法の役割を放棄したものです。裁判所が、行政処分についての実質的な司法審査を行わず、新基地建設の必要性を積極的に容認し、それを前提とした判断をするという異常な判決です。

また、公有水面埋立法4条1項2号の要件(環境保全・災害防止の配慮)について、基地としての利用による環境破壊について実質的な審査を除外していることも重大な問題です。

判決は、前知事の埋め立て承認については審理の対象だとして適法と判断し、翁長知事の承認取り消しを審理の対象とせずに違法という論理は、沖縄県民には断じて受け入れられないものです。

私たちは、最高裁判所が、沖縄の民意を踏まえ、地方自治の精神にたって公正な審理を行い、福岡高裁那覇支部判決を破棄するよう求めます。

年 月 日

団体所在地

〒

団体名

代表者氏名(自筆で)